

大阪府自殺対策推進センター設置要綱

1. 設置の目的

本府において、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対し研修などを行うことにより、地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざすことを目的として、大阪府こころの健康総合センターに、大阪府自殺対策推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

2. 事業の内容等

センターにおいては、府及び市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、次に定める事業を実施する。

(1) 情報の収集等

地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づいて実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。

(2) 相談支援

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、必要に応じて専門家と連携を図りながら、自殺を未然に防ぐことを目的として相談支援を実施する。

(3) 自殺対策計画支援

保健所と連携し、市町村の自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供を行う。

(4) 連絡調整

本府における、総合的・効果的な自殺対策を協議・推進することを目的とした大阪府自殺対策審議会等の運営に協力するほか、市町村、関係機関及び自殺防止や自死遺族等支援に積極的な民間団体等と緊密な連携を図るとともに、保健所におけるネットワークの強化を支援する。

(5) 保健所・市町村及び民間団体への支援

保健所・市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援や技術的助言を行う。また、市町村や民間団体に対する支援は、当該地域を所管する保健所と緊密な連携を図りながら行うこととする。

(6) 人材育成研修

保健所や市町村、関係機関において、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、適切な支援手法等に関する研修を実施する。

(7) 保健所・市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する助言

自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し広く提供するとともに、自殺未遂者及び自死遺族等支援について保健所・市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて保健所・市町村等に対して適切な助言による支援を行う。

3. 秘密の保持

センターにおいて自殺対策事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報（相談内容等）の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。